官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔法規的告示〕
○専修学校が授業科目の履修とみなすことができる学修を定める件の一部を改正する告示（文部科学一〇二）　一
〔その他告示〕
○裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第十二条第一項の規定による変更の認証をした件（法務六二）　二
○肥料を登録した件（農林水産九九七、九九八）　三
○農薬を登録した件（同九九九）　三
○農薬の登録が失効した件（同一〇〇〇）　四
○一般社団法人日本海事検定協会から登録事項の変更の届出があった件（国土交通八四二）　四
○建築基準法に基づく指定確認検査機関の指定をした件（四国地方整備局五三）　四
○道路に関する件（北海道開発局五一、五二）　四
〔国会事項〕
復興庁　法務省　最高裁判所　五
〔人事異動〕
官庁事項　五
〔皇室事項〕
登録実施機関の登録事項の変更について（関東運輸局）　五
国家試験　五
令和八年度旅行業務取扱管理者試験の公示（観光庁）　五
〔官庁報告〕
日本国に帰化を許可する件（法務省告示配一〇七）　六
特定危険指定暴力団等に係る公示事項の一部に変更があったことの告示（山口県公安委告示配一）　七
指定暴力団に係る公示事項の一部に変更があったことの告示（福岡県公安委告示配三）　七
特定危険指定暴力団等に係る公示事項の一部に変更があったことの告示（同四）　七
〔公　告〕
諸事項
官庁
有権者申出方関係　二九
裁判所
相続、公示催告、失踪、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係　二九
会社その他

法規的告示

○文部科学省告示第百二号

学校教育法の一部を改正する法律（令和六年法律第五十号）及び学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令（令和七年文部科学省令第二十一号）の施行に伴い、並びに専修学校設置基準（昭和五十一年文部省令第二号）第十一条第三項の規定に基づき、専修学校が授業科目の履修とみなすことができる学修を定める件の一部を改正する告示を次のように定める。

令和八年七月十六日

文部科学大臣　松本　洋平

専修学校が授業科目の履修とみなすことができる学修を定める件の一部を改正する告示

専修学校が授業科目の履修とみなすことができる学修を定める件（平成十一年文部省告示第百八十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（題名を含む。）で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
［題名］専修学校が授業科目の履修とみなすことのできる学修及び単位を与えることのできる学修を定める件	［題名を付する。］
専修学校設置基準（昭和五十一年文部省令第二号）（以下「省令」という。）第十一条第一項の規定により専修学校が授業科目の履修とみなすことのできる学修及び同条第三項の規定により専修学校が単位を与えることのできる学修を次のように定める。	専修学校設置基準（昭和五十一年文部省令第二号）（以下「省令」という。）第十一条第一項及び第三項の規定により、専修学校が授業科目の履修とみなすことができる学修を次のように定める。
1　省令第十一条第一項の別に定める学修は、次に掲げる学修とする。	1　省令第十一条第一項の別に定める学修は、次に掲げる学修とする。
一　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第百三十三条第一項において準用する同法第百五条の規定により専修学校（専門課程を置くものに限る。）が編成する特別の課程における学修	一　学校教育法第百三十三条第一項において準用する同法第百五条の規定により専修学校が編成する特別の課程における学修
二～八　［略］	二～八　［同上］
九　［略］	九　［同上］
イ　［略］	イ　［同上］
ロ　審査の内容が、学校教育法第百二十四条に規定する専修学校の目的に照らし適切なものであること。	ロ　審査の内容が、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第百二十四条に規定する専修学校の目的に照らし適切なものであること。
ハ・ニ　［略］	ハ・ニ　［同上］
十　［略］	十　［同上］